

福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会設置要綱

(目的)

第1条 原子力発電所の廃止措置等に向けた取組について、安全確保に関する事項を確認し、関係機関が情報を共有することを目的として、「福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は次の事項について協議する。

- (1) 東京電力ホールディングス㈱福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップに基づく取組に関する事。
- (2) 特定原子力施設の実施計画に基づく取組に関する事。
- (3) 東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所の廃止措置計画等に基づく取組に関する事。
- (4) 原子力発電所の廃止措置等に関する安全確保のために必要と認められる事。

(組織)

第3条 協議会は、知事が選任する学識経験者（以下「専門委員」という。）及び別表1に掲げる機関ごとに当該機関の長がその職員の中から指名した職員を構成員とする。

- 2 会長が必要と認めるときは、協議会における事項の説明者として、別表2に掲げる機関の職員等の出席を求めることができる。
- 3 会長が必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求めることができる。

(専門委員)

第4条 専門委員は、20名以内とする。

- 2 専門委員の任期は2年以内とする。ただし、現専門委員の任期中に新たに選任された専門委員の任期は、現専門委員の残任期間とする。
- 3 専門委員は、再任することができる。

(会議)

第5条 協議会の会長は、福島県危機管理部長をもって充てる。

- 2 会長は、必要の都度、会議を招集し、議事の運営に当たる。
- 3 構成員は、会長に会議の開催を要請することができる。
- 4 会長に事故ある時は、会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(部会の設置)

第6条 協議会に、特定の事項について協議するため、次の部会を置く。

- (1) 労働者安全衛生対策部会
- (2) 環境モニタリング評価部会

- 2 会長は、必要の都度、部会を招集し、会長が指名する部会長が、議事の運営に当たる。
- 3 部会は、別表1に掲げる機関ごとに当該機関の長がその職員の中から指名した職員を構成員とする。
- 4 会長が必要と認めるときは、専門委員又は関係機関の職員を、部会の構成員とすることができる。

- 5 会長が必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求めることができる。
- 6 部会の協議をもって協議会の協議とすることができる。
- 7 部会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福島県危機管理部原子力安全対策課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、協議の上定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成24年12月7日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年6月12日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年8月12日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年9月26日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年6月12日から実施する。

別表1

福島県
いわき市
田村市
南相馬市
川俣町
広野町
檜葉町
富岡町
川内村
大熊町
双葉町
浪江町
葛尾村
飯舘村

別表2

経済産業省
原子力規制委員会
東京電力ホールディングス株式会社